

皆さんからいただいたご意見等に関する市の考え方について

白河市自治基本条例を考える市民会議事務局

Q 1 : 自治基本条例とまちづくりの関係は？

A 1 : 自治基本条例は、市民参加、協働、情報の共有、市民・議会・行政などまちづくりの主体の役割など、これからの白河市のまちづくりを進めていくための、「物事を考えたり決めたりするためのルール」を定めたものであり、「まちのつくり方」を定めています。

その一方、まちづくりの目標を定め、その目標に必要な政策などを体系的にまとめたのが「総合計画」です。自治基本条例が「まちのつくり方」を定めているに対して、総合計画は「まちの内容」を定めたものと言えます。

Q 2 : 自治基本条例を策定しないということもあるのか？

A 2 : 市としては、地方分権が進む中、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」という自立したまちづくりを進めていくための基本的なルールとなる自治基本条例の策定は、これからのまちづくりにおいて必要不可欠であると考えておりますので、策定はしていきたいと考えております。本会議も策定することを前提に、条例の内容に市民の皆さまのご意見を最大限反映させるために設置いたしました。

Q 3 : 市民会議の意見がそのまま条例につながってしまうのか？市民会議の位置づけは？

A 3 : 条例（案）を策定し議会に提案するのは、あくまでも行政です。本会議はその条例（案）に市民の皆さまのご意見を最大限反映させるため、皆さんに「自由に議論いただく場」として設置したものです。皆さんの議論の結果については、提言としてしまとめ市長に報告することとなります。その後、市が提言を参考にしながら条例（案）を策定していきます。

※これからの会議の進行にあたって

これまでの会議では、グループでの検討作業を大分窮屈な時間の中でお願いしていたこともあり、グループメンバー同士の親交を深める時間を中々とることができませんでした。このため、グループ内の議論に参加することが難しいと感じた方も多くいらっしやっただかと思えます。大変申し訳ありませんでした。

今後は、検討にもある程度時間的な余裕を設けながら進めていきたいと考えておりますし、軽食をとりながらの会議も何度か設けていく予定ですので、メンバー同士の親交を深めていただいき、グループ内で和やかに活発な議論が行われるようお願いできればと思えます。

※今後も、市民会議に関するご意見・ご要望・疑問点などございましたら、何でも結構ですので、事務局までお寄せください。